

## 各種手続き書類の受付期間(提出期限)について

教育訓練給付制度の講座指定に関する各種手続き書類の受付期間(提出期限)は以下のとおりです。期限を過ぎた場合の受付は一切行っていませんのでご留意下さい。

### I 新規指定、再指定及び事前手続きを必要とする変更(以下の①～⑦の変更)に関する手続き (平成26年10月1日指定分)

#### ・平成26年5月9日(金) (消印有効)

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 教育訓練施設の名称</li> <li>② 教育訓練講座の名称</li> <li>③ 訓練期間及び総訓練時間</li> <li>④ 教育訓練経費 (支払方法を含む)</li> <li>⑤ 教育訓練目標</li> <li>⑥ 入講時に設定する受講者要件</li> <li>⑦ 修了認定基準</li> </ul> | } | <p>軽微な変更に限ります<br/>(講座の同一性が認められるもの)</p> |
|--|---|--|

### II 指定可否結果の通知

#### ・平成26年8月下旬から9月下旬にかけて順次発送します。

### III 随時申し出る変更等に関する手続き (以下の①～⑪)

- ① 教室の追加 (不動産契約書等の手続きが完了し、教育訓練を行うための設備等が整った後提出することが必要)
- ② 教室で行う既指定講座の追加
- ③ カリキュラム (期間・時間等の変更を伴わない軽微な変更に限る)
- ④ 主任指導者
- ⑤ 教材
- ⑥ 教育訓練施設の所在地、電話番号
- ⑦ 教育訓練実施者の名称、所在地 (法人の合併、分割等は除く)、代表者名
- ⑧ 教室の名称、所在地、電話番号
- ⑨ 教育訓練施設と教室で行う施設事務の分担
- ⑩ 販売活動等管理責任者
- ⑪ 教育訓練経費の割引等の実施

随時申し出る変更等に関する手続きのうち、①～⑤は、厚生労働省による受理日を文書にて通知いたします。(但しシステムには4月、10月に反映されます)。

⑥～⑪は、文書による通知は行いませんので、提出をもって変更等を受け付けたことといたします。

また、指定講座等廃止届の提出も随時受け付けます。

### IV 次回の提出受付

次回 (平成27年4月1日指定分) の受付は、平成26年10月上旬から11月上旬の予定です。詳細が決まり次第、厚生労働省のホームページ等にてお知らせします。

お問い合わせ先：厚生労働省職業能力開発局育成支援課  
03-5253-1111  
中央職業能力開発協会能力開発支援部  
03-6758-2828・2827